

住宅用家屋証明申請書

租税特別措置法施行令

(イ) 第 41 条

特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外

(a) 新築されたもの

(b) 建築後使用されたことのないもの

特定認定長期優良住宅

(c) 新築されたもの

(d) 建築後使用されたことのないもの

認定低炭素住宅

(e) 新築されたもの

(f) 建築後使用されたことのないもの

(ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)

(a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの

(b) (a) 以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

(あて先) 本庄市長

申請者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

所 在 地	
建 築 年 月 日	年 月 日
取 得 年 月 日	年 月 日
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)	(1) 売 買 (2) 競 落
申 請 者 の 居 住	(1) 入居済 (2) 入居予定
床 面 積	m ²
区分建物の耐火性能	(1) 耐火又は準耐火 (2) 低層集合住宅
工 事 費 用 の 総 額 ((ロ) (a) の場合に記入)	円
売 買 価 格 ((ロ) (a) の場合に記入)	円

【記載要領】

1. { } の中は、(イ) 又は (ロ) のうち該当するものを○印で囲んでください。
(イ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) から (f) のうち該当するものを○印で囲んでください。
(ロ) を○印で囲んだ場合は、さらに (a) 又は (b) のうち該当するものを○印で囲んでください。
2. 申請者の住所、氏名は必ず記載してください。
代理人の住所、氏名は代理人が申請者に代わって申請する場合に記載してください。
3. 「建築年月日」の欄は、(イ) の (b)、(d) 又は (f) に該当する場合は記載不要です。
4. 「取得年月日」の欄は、(イ) の (a)、(c) 又は (e) に該当する場合は記載不要です。
5. 「取得の原因」の欄は、移転登記 ((イ) の (b)、(d)、(f) 又は (ロ) に該当) の場合に、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲んでください。
6. 「申請者の居住」の欄は、(1) 又は (2) のうち該当するものを○印で囲んでください。
7. 「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について申請する場合に、(1) 又は (2) のうち、該当するものを○印で囲んでください。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは、(1) を○印で囲んでください。
8. 「工事費用の総額」の欄は、(ロ) の (a) に該当する場合のみ、租税特別措置法施行令第42条の2の2第2項第1号から第7号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載してください。
9. 「売買価格」の欄は、(ロ) (a) に該当する場合のみ、該当家屋の売買価格を記載してください。

【添付書類】 (申請書、申立書及び入居見込み確認書は原本、その他添付書類は写し、代理の方の委任状は不要)

- (1) 建築確認済証又は検査済証
- (2) 登記事項証明書 (インターネット登記情報提供サービス情報による確認も可) 又は登記完了証 (書面申請の場合は登記完了証と登記申請書の受領証)
- (3) 当該家屋に異動した後の住民票 (未入居の場合※は申立書または入居見込み確認書 (宅地建物取引業者 (買主である当該個人の依頼を受けて当該家屋の取得に係る取引の代理又は媒介をする場合に限る。)) が発行するもの。)) 及び添付書類 (申立書または入居見込み確認書に基づき「現在居住する家屋の処分方法等に関する書類」または「入居が登記の後になる理由に関する書類」 (詳細は市ホームページ参照))
※申立書及び入居見込み確認書による申請は原則入居予定日が申立日から2週間以内の場合のみ受付
- (4) (イ) の (b)、(d) 又は (f) 及び (ロ) の (a)、(b) に該当する場合は、当該家屋の取得年月日 (家屋を実際に取得した日) が確認できる書類 (売買契約書 (契約内容の履行を証する書類 (領収書等)) を添付)、売渡証書 (競落の場合は代金納付期限通知書)、登記原因証明情報等)
- (5) (イ) の (b)、(d) 又は (f) に該当する場合は、家屋未使用証明書 (当該家屋の直前の所有者又は当該家屋の取得に係る取引の代理若しくは媒介をした宅地建物取引業者の証明書)
- (6) (ロ) の (a)、(b) に該当する家屋で、昭和56年12月31日以前に建築されたものについては耐震基準適合証明書、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する保険付保証書のいずれか
- (7) (イ) の (c) 又は (d) に該当する場合は、特定認定長期優良住宅の認定申請書の副本および認定通知書 (変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書及び変更認定通知書)
- (8) (イ) の (e) 又は (f) に該当する場合は、低炭素建築物の認定申請書の副本および認定通知書 (変更の認定を受けた場合は、変更認定申請書及び変更認定通知書)
- (9) (ロ) の (a) に該当する場合は、増改築等工事証明書、既存住宅売買瑕疵担保保険に加入していることを証する保険付保証書 (増改築工事等工事に要した費用の額が50万円を超える場合)
- (10) 耐火建築物又は準耐火建築物に該当する区分建物の場合は、当該家屋の確認済証及び検査済証、設計図書、建築士 (耐火建築物の場合、木造建築士を除く。)) の証明書等 (ただし、当該家屋の登記記録の構造欄等で耐火建築物又は準耐火建築物に該当することが明らかな場合は登記事項証明書、登記完了証又は登記済証で可)、又低層集合住宅の場合は国土交通大臣が交付した認定書
- (11) 抵当権設定登記の場合は金銭消費貸借契約書 (当該家屋を新築するための資金の貸付等に係るもの)、債務の保証契約書 (当該家屋を新築するための資金の貸付等に係るもの)、登記事項証明書 (抵当権の被担保債権が当該家屋の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるもの) のいずれか